

高崎市農業協同組合行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 3月 1日～令和 5年 2月28日までの 4年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間7日以上とする。

< 対策 >

平成31年 3月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

平成31年 4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年1回実施

平成31年 4月～ 各部から有給取得状況を毎月報告させる

目標2：平成31年 4月までに、所定外労働時間を削減するために夕礼制度を導入。所定外労働時間の削減に努める。

< 対策 >

平成31年 3月～ 所定外労働の原因の分析等を行う

平成31年 4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年1回実施

平成31年 4月～ 定期的な社内文書による社員への周知

平成31年 4月～ 夕礼制度の実施